

「消したかな」 あなたを守る 合言葉

秋の全国火災予防運動

11月9日から11月15日



市街地火災防御訓練に約230人が参加

10月3日、金山地区を会場に、市消防協会主催による市街地火災防御訓練が実施されました。

訓練には市消防本部と消防団、下呂警察署、さらに地元区などから約230人が参加。第1次火点の金山振興事務所付近では、非常参集や放水などの訓練を行いました。

第2次火点の境橋付近では建物火災の想定の下、各部との中継訓練を実施しました。

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

平成23年5月末までにすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

尊い人命を奪いかねない住宅火災。全国では逃げ遅れて亡くなる方も多数います。火災が発生した場合、被害を最小限にとどめるには何にもま

して「早く火災に気づくこと」が大切です。自分と家族を火災から守るため、住宅用火災警報器を一日も早く設置しましょう。

●警報器の種類

〔感知方式別〕

煙を感知するものと、熱を感知するものがあります。寝室や階段などの設置義務のある場所には感知が早い煙感知式を取り付けることになっています。

〔警報音の鳴動方式別〕

感知した警報器だけが鳴る単独型と、設置したすべての



平成22年度 市火災予防ポスター作品（市長賞）
警報器の部・杉山舞さん（下原小5） 一般の部・細江美南海さん（中原小6）

警報器が一斉に鳴動する連動型があります。家の大きさなどを考慮して選びましょう。

●警報器の設置場所

警報器は寝室と、寝室が2階以上にある場合は、その階の階段の天井または壁に設置することが義務付けられています。設置義務はありませんが、台所や居間などにも設置するとよいでしょう。

●地域での取り組み

警報器の共同購入を実施している自治会や団体もたくさんあります。共同購入をすることにより地域の設置率が上がり、防火意識の高揚にもつながっています。

●ねたきりやひとり暮らしの老人へ警報器を給付

市では、65歳以上のねたきりやひとり暮らしの老人の方に住宅用火災警報器の給付を行っています。詳しくは、福祉部高齢福祉課（☎530153）へお問い合わせください。

消防団や民間防火組織等の活動を支援

財団法人自治総合センターでは、宝くじの普及と広報を図るため、消防団や民間防火組織等の活動に対して助成を行っています。

今年度は、消防団員が住民に対し火災予防啓発のための訓練用消火器や短時間で多くの住民に説明するためのアルミ式組立式指揮台を、また、民間防火組織等による講習会や学校・事業所等への訓練指導、防火および救急講習会、女性防火クラブ等が実施する保育園への防火指導などに活用するビデオムービー、プロジェクション、スクリーン、DVDレコーダー、デジタルカメラの助成を受けました。



訓練用消火器



プロジェクション

